

講義中心

プログラム番号 2501C

学生支援担当者のための法律に基づく 障害学生への合理的配慮

■講師

青野 透（徳島文理大学 総合政策学部・大学院総合政策学研究科 教授）

中央大学法学部，同志社大学大学院で学び，1988 年金沢大学教養部助教授，1998 年同法学部教授，2004 年同学長補佐，広島大と名古屋大で客員教授。2015 年より現職。大学教育学会理事。日本学生機構「障害学生支援についての教職員研修プログラム開発委員会」座長等を務める。季刊教育法や名古屋大学高等教育研究に合理的配慮に関する論文を掲載。

■プログラム概要

障害者差別解消法により，国公立高等教育機関は「障害者から」「意思の表明があった場合」「障害の状態に応じて，社会的障壁の除去の」「合理的な配慮をしなければならない」。それが努力義務である私立高等教育機関にも「大臣は」「報告を求め」「ることができ」，それに対して「虚偽の報告をした」場合は「二十万円以下の過料に処」される。社会的障壁の定義を手がかりに，そのような法律がなぜ制定されたのか，障害の有無に関係なく共に学ぶことができる高等教育機関はどうあるべきかについて，障害者権利条約などを紹介しながら解説する。次に，政府が示した「基本方針」をもとに，学生支援において不可欠な「合理的配慮」に関する法的知識を提供する。最後に，各国立大が公表した「対応要領」と「留意事情」のうち注目すべき事項を紹介し，どの高等教育機関でも予想されうる具体的事例を受講者とともに考察する。

■主な受講対象

学生支援を所掌としている職員，学生支援に関する委員会メンバーである教職員，現在（あるいは近い将来に）障害学生の担任等をしている（になる可能性がある）教員，および学生支援に関する学内研修を担当する可能性のある教職員を主たる受講対象とします。

■本プログラムの到達目標

1. 障害学生支援が高等教育にとって要の業務であり，「障害の有無によって分け隔てられることなく，相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」に向けた高等教育の役割が大きいことを意識した支援が出来る。
2. 障害者差別解消法により，全高等教育機関に「社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため」「職員に対する研修」の努力義務がある。その研修を担当するための法的知識を獲得することが出来る。

■日時・場所

日時：平成29年8月25日（金）10：00～12：00

場所：徳島大学常三島キャンパス